

海水浴場等における
新型コロナウイルス感染の
感染防止対策ガイドライン

令和４年７月１日

浜松市・舞阪町観光協会

1 趣旨

海水浴場は、不特定多数の来場者があることから、海水浴場を開設すれば、県内外から多くの人が、グループ単位で来場し感染症のリスクが高い「密集」・「密接」の状態が発生する可能性があります。そのため令和2年度は、海水浴場の開設をいたしませんでした。

しかし、令和3年度は、市民に新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい生活様式」が浸透し、感染防止対策の意識を多くの方が持っていること、また、海水浴は、屋外レジャーである上に、弁天島海水浴場の近年の来場者実績を見ても、制御できないほどの密を生むことは想定されないことから、海水浴場を開設いたしました。

令和4年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施いたします。

そこで、海水浴開設者や来場者が行うべき新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をガイドラインとして取りまとめました。

2 令和4年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場は、オープンエアーで自然換気がありますが、浜辺や公園内には多くの人が集まり、「密集」・「密接」になることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まります。

このような海水浴場の特性を十分に理解したうえで、海水浴場を開設する場合には、海水浴場や公園内での「密集」・「密接」を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ取組を行うことが必要と考えます。

なお、海水浴事業に当たっては地元住民と連携し、理解を得ながら進めていく必要があります。

3 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 開設者（舞阪町観光協会）が行うべき感染対策

- ア 浜辺や公園内では、密集・密接を避けるため、表示の設置や巡回等により周知に努める
- イ 手洗い設備やシャワーの場所を明示する
- ウ 手洗いやシャワーを推奨し、周知に努める
- エ トイレや更衣室に消毒薬（消毒用アルコール等）を設けるとともに、こまめに清掃・消毒する
- オ 開設者が感染防止対策で取組む内容について、来場者が見える場所に掲示する
- カ ごみは感染防止の観点から速やかに適切に処理する
- キ ごみは持ち帰るよう表示する
- ク 監視員等の健康チェックを実施する

- ケ 監視員にマスク、フェイスシールドなどの個人防護具を備える
- コ 救護者の情報（氏名・連絡先等）を記録に残し、保健所等の指示があれば、可能な限り協力を努める
- サ 接触確認アプリ（COCOA）の登録を呼びかける
- シ イベントを実施する際は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底させる
- ス 設備や使用備品等、よく触れる箇所には定期的に消毒を実施する

（２）海水浴場等を来場者が実践すべき行動例（厚生労働省の「新しい生活様式の実践例」を参考）

過去２週間以内の体調不良者、海外から帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中及び濃厚接触者の方は来場を控えてください。

ア 海水浴場

- ① 海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックをする
- ② 体調がすぐれないときには、海水浴場に行かない
- ③ 公共交通機関で移動するときは、空いている時間を選び、会話は控えめにする
- ④ 周りの人との間隔を確保する
- ⑤ 浜辺、公園内、公共交通機関、道路、周辺施設等の公共スペースでは、可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底する
- ⑥ 手洗いは３０秒程度かけて、可能な限り水とせっけんで丁寧に洗う
- ⑦ ごみは感染防止の観点から速やかに片付けて持ち帰る
- ⑧ テントを使用する際は、密接等にならないよう気を付ける
- ⑨ 海水浴場が閉まった後は、速やかに帰宅する
- ⑩ 家に帰ったらできるだけすぐにシャワーを浴びて着替える

イ 更衣室・飲食時等

- ① 不特定多数が接触する場所は、可能な限り触らない
- ② 更衣室での着替えはすみやかに、少人数で空いた時間に行う
- ③ 更衣室の使用前、使用後は手指消毒を行う
- ④ 会話は控えめにする
- ⑤ 更衣室等の公共スペースを利用する際は、マスクを着用する
- ⑥ グラスなどの回し飲みは避ける
- ⑦ 浜辺等で食事するときも、食事の前に手洗い、手指消毒をする
- ⑧ 飲酒は禁止

ウ トイレ

- ① トイレを使用する際は、マスクを着用する
- ② 不特定多数が接触する場所は、可能な限り触らない
- ③ トイレの使用後は、蓋を閉めて流す
- ④ トイレの使用後は、手洗いと手指消毒をする

4 その他留意事項

- (1) 静岡県が「まん延防止等重点措置」または「緊急事態宣言」の対象となった場合、もしくは、浜松市が独自の緊急事態宣言等を発出した場合、海水浴場を閉鎖する場合があります。
- (2) 上記(1)のほか、「静岡県新型コロナウイルス警戒レベル(毎週金曜日更新)」等を勘案し、浜松市の判断で海水浴場を閉鎖または遊泳禁止とする場合があります。
- (3) 監視員等が従事できない際には、海水浴場を遊泳禁止とする場合があります。

[更新]

令和3年7月7日

令和4年7月1日